

7 非常災害対策等

(1) 基準省令における規定

平成 18 年 4 月の運営基準の改正により、非常災害時における通報連携体制や設備の整備に係る事業者の義務について明確化されました。については、以下の措置を講じているかを早急に点検し、取組が不十分な項目については、改善措置を講じてください。

- ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備える。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しておくとともに、非常災害に備えるため、定期的（**年 2 回以上**）に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ③ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災時の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行う。

(2) 消防法令等の改正

平成 18 年 1 月 18 日に発生した長崎県の指定認知症対応型共同生活介護事業所における火災を契機として消防法令等が改正されています。

(新たに規制の対象となる事業所)

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム）

- * 地域密着型介護老人福祉施設については、従前から特別養護老人ホームとして規制の対象になっている。

(改正内容)

	改正前	改正後
防火管理責任者	選任が必要な収容人数：30 人	選任が必要な収容人数：10 人 *職員を含む。 必要な資格：甲種防火管理 経過措置：なし
消火器	延べ面積 150 m ² 以上で設置義務	面積に関係なくすべて設置義務 経過措置：平成 22 年 4 月 1 日まで
スプリンクラー設備	延べ面積 1000 m ² 以上で設置義務	延べ面積 275 m ² 以上で設置義務 経過措置：平成 24 年 3 月 31 日まで
自動火災報知設備	延べ面積 300 m ² 以上で設置義務	面積に関係なくすべて設置義務 経過措置：平成 24 年 3 月 31 日まで
消防機関に通報する 火災報知設備	延べ面積 500 m ² 以上で設置義務	面積に関係なくすべて設置義務 経過措置：平成 24 年 3 月 31 日まで
消防機関による検査	延べ面積 300 m ² 以上で設置義務	面積に関係なくすべて義務 経過措置：なし

<施行期日は平成 21 年 4 月 1 日>